

Homamar

向日葵

令和5年
第286号

公益社団法人
東村山法人会
会報誌



公益社団法人 東村山法人会

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp



信州 小川村の春(山桜と北アルプス)

主な内容

ちょっと知りたい税理士column	2-3
税務署だより	4-5
令和5年度税制改正大綱	6-7
わかりやすい事業承継／絵はがき展示報告等	8
地域の名所／地域のイベント情報	9
社労士コラム	10
会社紹介	11
【ご案内】本部研修会／法人会セミナー／ビジネスマナー研修／源泉所得税実務研修会	12
【実施報告】e-Tax・eLTAX講習会／オンライン決算整理・決算書作成講座／キティと税について知ろう／共感スピーチ研修	13

【ご案内】本部通常総会／厚生親睦ゴルフ大会／各ブロック・部会報告会&研修会	14
法人会入会案内／新入会員紹介コーナー／立川都税からのお知らせ	15
人人	16
確定申告陣中見舞&タオル寄付等／生活習慣病健診実施報告	17
支部活動実施報告	18-19
法人会福利厚生制度受託会社コーナー	19
レシピ／法人会行事のご案内	20

いざ、インボイス（適格請求

本年10月からインボイス制度が開始されます。

仕入税額控除のこれまでの変遷を概観し、準備事項等についてお話しします。

消費税創設時の帳簿方式～インボイス制度

我が国の消費税創設時、欧米の付加価値税では、課税事業者がその取引について課税された税額を記載して発行するインボイスの保存を仕入税額控除の要件とする制度が採用されていました。

インボイスは、売手と買手が互いに適正な申告を行うための牽制として働くもので、高い税率の付加価値税はインボイス制度の上に成り立っているといえます。

平成元年に始まった消費税は帳簿又は請求書等の保存を仕入税額控除の要件とする「帳簿方式」でした。仕入先から交付された請求書等の保存がなくとも自ら記帳した帳簿を保存すれば、仕入税額控除が認められる仕組みです。

消費税開始後、「自己記録」を基礎とする帳簿方式は、制度の透明性と信頼性の確保という点から問題視され、平成6年度税制改正において、仕入れの事実を記載した帳簿の保存に加え、前段階事業者が発行した請求書等の客観的な証拠書類の保存を要件とする「請求書等保存方式」に改められました。

仕入税額控除は税の累積を排除する手続ですから、一つの取引について、売手の売上税額の計算に適用する税率と、買手の仕入税額控除の計算に適用する税率は、必ず一致しなければなりません。

平成28年度税制改正による軽減税率の導入により複数税率となり、この複数税率を一致させる担保としてインボイスが必要とされ、「区

分記載請求書等保存方式」の準備段階を経て、インボイス制度が開始されることとなります。

消費税導入後30余年を経て、事業者の事務負担を緩和することを重視し、いわゆる「益税」等を容認してきた制度について、本来の姿によりやくたどり着いたともいえ、この点について正しく理解する必要があるかもしれません。

インボイス制度は事業者登録制度が基礎

インボイス制度は、課税事業者が国税庁に登録する制度(適格請求書発行事業者登録制度)を基礎としています。登録事業者の売手には、仕入れを行う課税事業者からの求めに応じ、インボイスを交付し、その写しを保存する義務があります。

また、買手においては、登録事業者が交付するインボイス及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件として説明されています。しかしながら、本制度では事業者登録制度が重要な役割を果たします。

インボイス制度の開始により課税事業者が仕入税額控除を行うことができる対象取引の範囲が大きく変わります。

導入前は、仕入税額控除は「何に支払ったか」、すなわち、その取引が課税対象取引か課税対象外(非課税・不課税)取引かどうかを判断していました。

導入後は、この判断に加えて、「誰に支払ったか」、すなわち、取引先が登録事業者かどうかを考慮しなければなりません。

仕入税額控除を行うには、課税対象取引の確認に加えて、取引先が登録事業者かどうかの確認が必要となるのです。

書等保存方式) 制度へ!

税理士 祖田 定

登録事業者を確認する方法

登録事業者は、国税庁「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で、登録番号を検索すれば、その氏名又は名称、所在地(法人)や登録年月日などを確認することができます。ただし、登録番号がわからないと検索することができません。

法人の登録番号は、国税庁が公表している13桁の法人番号の頭にTを付けたものなので、制度開始前でも登録番号を確認することができますが、個人事業主については、インボイス制度開始前に登録の有無を確認するには問い合わせが必要となります。

このように公表するのは、登録事業者でない者が、登録事業者を偽ってインボイスを発行することを防ぐためです。偽装インボイスを発行する事業者が罰せられるのはもちろん、課税事業者が偽装インボイスで仕入税額控除を行った場合、認められずに追徴課税されるおそれがあります。

取引を開始した場合、取引先が登録事業者かどうか必ず確認しましょう。

取引先に登録の有無を確認する際には

取引先に事業者登録の有無を確認する際には、以下の点に留意し、協議を行う場合には、互いに不安を感じている相手方の立場を十分理解して行うとよいでしょう。

- ① 登録事業者以外の事業者(免税事業者等)からの課税仕入れについては、経過措置が設けられていること(R5/10/1～R8/9/30は80%仕入税額控除できます。)
- ② 免税事業者等との取引金額には、消費税が含まれていること。

取引金額を変更しても消費税はその対価の一部として含まれています。

- ③ 免税事業者等においてもその仕入れや経費等には消費税が含まれていること。

なお、日本商工会議所HPには冊子「中小企業・小規模事業者のためのインボイス制度対策」(取引先が登録事業者かどうかを確認する様式見本付)が紹介されています。

(<https://www.jcci.or.jp/sme/invoice-system/2022/0513183508.html>)



Profile 祖田 定



国税OB。国税庁、国税不服審判所(課税処分の審査)、税務大学校(国際課税・所得税の研究・研修)、国税局(総務部・課税部)でさまざまな職務に従事。

その知識・経験を活かし、相続・事業承継・国際課税などオールラウンダー税理士として社会貢献。

■事務所 佐藤雅紀税理士事務所
(所属税理士)

■所在地 東久留米市大門町 1-2-32

■TEL 042-473-2222

■URL www.tokyo-satoukaikei.com

税 務 署 だ よ り

インボイス制度説明会・登録要否相談会のご案内

- 今年の10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。
- インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。
- 登録申請は、今年の9月30日までにを行う必要があります。
- 現在免税事業者の方も、インボイス発行事業者の登録を受けるかご検討されている方は、インボイス制度説明会・登録要否相談会を次の日程で開催していますので、ぜひ、ご参加ください。
- 登録要否相談会は、インボイス制度説明会後に行います。

制度の詳細は
こちら



① インボイス説明会・登録要否相談会 ～消費税の基本的な仕組みから知りたい方向け～

日 時	開 催 場 所 な ど
令和5年4月18日（火） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
令和5年4月26日（水） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
令和5年5月10日（水） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
令和5年5月18日（木） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
令和5年6月7日（水） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
令和5年6月29日（木） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
令和5年7月6日（木） 9時30分～11時00分 14時00分～15時30分	東村山法人会館3階会議室（東村山市本町1-23-6） <u>20名定員</u>
※ ご来場の際は、公共交通機関をご利用ください。	

② 説明会・相談会の参加に当たって

- 参加を希望される方は、会場の収容人数の都合上、事前予約制とさせていただきますので、事前に次の連絡先まで申込みをお願いします。

**【連絡先】東村山税務署 042-394-6811（代表） ※自動音声にしたがって、「2」を選択
法人課税第1部門：内線312～315**

- ※ なお、定員に達した時点で、予約の受付を終了させていただきますので、あらかじめご了承ください。
※ また、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、中止する場合がございます。
○ 説明会会場では、マスクの着用を推奨します。



東村山税務署

2023年度 税務職員募集 国税庁経験者(国税調査官級)募集

Pride of the Specialist ~公平な世の中を創る、志~
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

税務職員募集

◆ 受験資格

- 1 2023(令和5)年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(2020(令和2)年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び2024(令和6)年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 2 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◆ 申込手続

1 申込方法

インターネット申込み

人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。

2 受付期間

令和5年6月19日(月)9時から令和5年6月28日(水)[受信有効]まで

人事院国家公務員試験
【採用NAVI】



◆ 試験日

第1次試験 令和5年9月3日(日)

第2次試験 令和5年10月11日(水)から令和5年10月20日(金)までのうち指定された日時

◆ 合格発表

令和5年11月14日(火)

国税庁経験者(国税調査官級)募集

- ◆ 試験概要 2023年度の試験概要については、令和5年7月以降に人事院及び国税庁ホームページへ掲載される予定です。

【参考:2022年度の実施状況】

- ◆ 受験資格 2022(令和4)年4月1日において、大学等(短期大学を除く。)を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して8年を経過した者

◆ 試験日程

- (1) 受験申込受付期間 令和4年7月25日(月)9時から8月15日(月)[受信有効]まで
- (2) 第1次試験 令和4年10月2日(日)
第2次試験 令和4年11月5日(土)、6日(日)、12日(土)又は13日(日)で指定する1日
第3次試験 令和4年12月上旬又は中旬で指定する1日
- (3) 最終合格発表 令和4年12月22日(木)

試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ

「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

採用関係
お役立ちリンク集



Web-TAX-TV



令和5年度 税制改正大綱

－法人会の税制改正提言－

～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

(2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

(3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

(4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

(5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業（主要な事業であるものを除く）又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年間延長されます。

相続税・贈与税関係

(1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できるようになります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

(2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

(3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

(4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

所得税関係

(1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

(2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

(3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

(4) 特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

(5) ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

消費税関係

(1) 売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

(2) 1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

(3) 適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

(4) 登録申請書の提出期限の変更

2023年10月1日から登録したい場合に、2023年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

国際課税

(1) グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

(2) 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上（現行は30%以上）である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

(3) 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上げが5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは ...

TIS 税理士法人

税理士 飯田 聡一郎

TEL : 03-5363-5958

FAX : 03-5363-5449

H P : <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

第13回

わかりやすい 事業承継



東村山法人会・会員の皆様こんにちは。中小企業診断士の甲覚と申します。

東村山法人会様には、毎月実施している事業承継に関する無料相談会の相談員や、不定期開催のセミナー講師としてお世話になっております。

「わかりやすい事業承継」も早いもので、3期目を無事迎えることができました。これまで会員の皆様にはご愛読いただき感謝の気持ちでいっぱいです。これからも「ネタ」が続く限り、情報をお伝えしていきたいと思います。今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて今回は、法人版事業承継税制適用のための3つの要件「先代」「後継者」「会社」のうち最後の「会社要件」についてみていきます。

その中でも、特に大切な会社の要件について今回は詳しく解説いたします。

さて、会社要件の中でも特に大切な要件は、下記の3つです。

③ 贈与又は相続の日の直前事業年度の開始の日以後において、資産の価額の総額に占める特定資産の価額の合計額の割合が**70%以上**である会社を「**資産保有型会社**」と定義し、これに該当しないこと（③④共に図表1参照）

④ 贈与又は相続の認定申請基準年度において、総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合が**75%以上**である会社を「**資産運用型会社**」と定義し、これに該当しないこと

⑥ 贈与又は相続の時に常時使用従業員の数が**1人以上**であること。

図表1

特定資産の合計額	≥ 70%
資産価額の総額	
特定資産の運用収入	≥ 75%
総収入金額 (売上高+営業外利益+特別利益)	

上記の説明をする前に、経営者の皆様、先ず、一番新しい御社の決算書をご用意ください。なぜなら「資産保有型会社」と「資産運用型会社」の判定には、決算書が不可欠だからです。さあ、それでは早速見ていきましょう！

まず③については、ご用意いただいた貸借対照表（以下B/S）を御覧ください。このB/Sの左側の合計額が御社の総資産になります。この合計金額を分母とします。次に、分子には総資産の全科目の中から特定資産と呼ばれる科目（どの科目が特定資産になるのかは、次回説明いたします）をピックアップしていただき、この合計額が総資産の中で70%を超えてしまった場合には原則、事業承継税制を使用することが出来ません（図表1参照）。

合わせて④について、今度は御社の損益計算書（P/L）をご覧ください。この中から、売上高と営業外利益、特別利益の合計額を「総収入金額」と言い、分母とします。次に③でピックアップした特定資産から生み出されている運用収入の合計額を分子に入れます。この運用収入の合計額が、総収入金額の75%を超えてしまう場合には、③の場合と同様、原則当税制の適用は出来ません。

ただし、上記は「原則」とありますので、「例外」もあります（例外規定について次回以降にご説明いたします）。

図表2

健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

事業所番号 00-191
事業所番号 99999

被保険者 整理番号	被保険者氏名	期1 適用年月	決定後の標準報酬月額		期2 生年月日	期2 職別
			(健康)	(厚生)		
1	田中 太郎	2023.9	1330千円	860千円	544,4,1	第一種
3	田中 次郎	2023.9	470千円	470千円	560,6,6	第一種
7	田中 花子	2023.9	440千円	440千円	555,5,5	第二種

最後の⑥についてですが、当税制を適用するためには、社会保険加入者（図表2参照の通り、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）の中から役員を除いた人数が1人以上必要という意味です（逆に言いますと、社会保険に加入していない会社は当税制を適用出来ないことになります）。この社会保険の加入者人数については、前述した「例外規定」でとても重要な意味を持ちますので、御社の「従業員」が何人いるのか良く覚えておいてください。

「特定資産の内容」と「例外規定」については、次回お話しします。

プロフィール

執筆：中小企業診断士 上 甲 覚

立命館大学大学院 政策科学研究科 修了。経済産業省外郭団体で、チーフマネージャーとして補助金申請者への指導・助言及び組織管理業務に携わる。近年は、事業承継全般（経営承継円滑化法を活用した親族内・親族外承継。M&Aを活用した第三者承継）業務を幅広くカバーし、中小企業をサポートしている。税理士会・税理士協同組合や法人会等を中心に講演多数。



事務所

株式会社 国土工営（認定経営革新等支援機関）
〒162-0814 東京都新宿区新小川町6番36号S&Sビル2階
TEL ▶ 03-5227-3601 / FAX ▶ 03-5227-3604
E-mail ▶ joko@kokudokoue.co.jp
http://www.kokudokoue.co.jp/

絵はがき展示 【女性部会】



令和4年度の税の絵はがきコンクール優秀作品を東村山税務署と立川都税事務所の協力のもと、確定申告の期間中、税務署確定申告会場と都税事務所入口に展示いただきました。確定申告は終了しましたが、引き続き、税務署1階ロビーにて展示しております。是非、子供さんたちの力作をご覧ください。



東村山税務署 確定申告会場 展示状況



立川都税事務所入口

地域の名所

きよせさくらまつり

柳瀬川沿岸に約1.3kmにわたり140本あたりの桜がトンネルを作ります。市内では桜の名所になっており、美しい桜と柳瀬川とのマッチした風景は、清瀬十景の一つにも選ばれています。咲いている姿も春の訪れを感じますが、花が散りピンク色の絨毯になっている所も風情があります。お祭りの期間中は午後6時から9時まで提灯の灯りがともされ、昼間とは違う幻想的な夜桜を見ることができます。

また初秋には、桜の下に70,000株の彼岸花が赤いじゅうたんのようには咲き誇ります。

今年も「きよせさくらまつり2023」は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催中止となりました。但し、駐車場、仮設トイレ、夕方からの提灯点灯はありませんでしたが、感染症対策を行ったうえでの散策は可能でした。



【開催場所】 台田運動公園 【住所】 清瀬市下宿1丁目1 【主催者】 水と緑と公園課緑と公園係

西東京市

地域のイベント情報

清瀬市

スポセンマルシェ・ きらっとマルシェ

農業者による生鮮野菜の販売を行います。ぜひお立ち寄りください。

※レジ袋は有料のためエコバッグ持参にご協力ください。
※売切次第終了。※雨天決行

場所/時間

① スポーツセンター入口(中町1-5-1) /
5月6日(土)、6月3日(土)、7月1日(土)
午前9時～12時30分

② きらっとピロティホール(南町5-6-5) /
4月23日(日)、5月21日(日)、6月4日(日)、
7月23日(日)
午前9時30分～正午

問合せ

① ●株式会社東京ドームスポーツ
☎042-425-0505
●JA東京みらい保谷支店指導経済課
☎042-421-6479

② ●きらっと ☎042-451-0555
●JA東京みらい田無支店指導経済課
☎042-461-8047

◆産業振興課(田) ☎042-420-2820

清瀬市郷土博物館第30回テーマ展示

『武蔵野線開業50周年 —清瀬を駆け抜ける武蔵野線—』

令和5年4月1日にJR武蔵野線が開業50周年を迎えることから、これに関連した展示やイベントを開催します。

「清戸下宿をとる武蔵野西線」
(町報きよせ第99号より)



会期：6月30日(金)までの午前9時～午後5時(月曜日休館)

場所：清瀬市郷土博物館1階展示ホール

内容：武蔵野線の敷設写真や図面、敷設工事の際に見つかった遺跡の出土品などの展示

◆関連イベント◆

① 記念講演会「地域史からみる武蔵野線」
(先着30人[電話15人、申込みフォーム15人])

日時：6月10日(土)午後1時30分～3時40分

場所：清瀬市郷土博物館映像展示室

内容・講師：「新鶴見操車場と武蔵野線」
＝川崎市市民ミュージアム学芸員 鈴木勇一郎
「清瀬を駆け抜ける武蔵野線」
＝清瀬市郷土博物館学芸員 中野光将

申込み：5月16日(火)午前9時から
電話(☎042-493-8585)または
申込みフォームより

② 「ブルートレイン人旅」in清瀬(各回先着30人)
幻の鉄道映画である「ブルートレイン人旅」を上映します。6月24日の回では監督によるトークショーも予定しています。

日時：6月24日(土)午後2時～
(上映後に監督によるトークイベント)、
6月25日(日)午前10時～、午後2時～

場所：清瀬市郷土博物館映像展示室

申込み：5月2日(火)午前9時から
申込みフォームより
※電話での受け付けはありません。

問合せ：清瀬市郷土博物館
☎042-493-8585



コンプライアンス(法令遵守)を怠ると組織崩壊につながるリスクが増大!



1 最近のコンプライアンス違反の事例です。

- ① 福岡県の老舗D旅館では、週1回以上の完全換水と消毒用塩素注入を怠り（福岡県公衆浴場法施行条例違反）、基準値の3700倍のレジオネラ属菌が検出されて刑事告発された後、辞任した前社長は自殺してしまいました。
- ② 新型コロナ対策の助成金およそ3億円を茨城県のK百貨店が不正に受給した容疑で、警察が百貨店などに詐欺容疑で家宅捜索に入りました。従業員が出勤していたにもかかわらず休暇と改ざんして申請し、雇用調整助成金およそ3億円などを実際に不正受給していました。
- ③ 岐阜県の回転すしM店の来店客が（イ）レーンを流れる醤油さし等をなめる、（ロ）レーンを流れるすしに唾液を塗りたい、（ハ）回転する皿から1カンだけ取って食べるなどの様子を撮影した動画をSNSで拡散したところ、1日で株価の時価総額が168億円下落し、店側は「刑事、民事の両面から厳正に対処する」と声明を発表しました。（イ）は**器物損壊罪**、（ロ）は**威力業務妨害罪**、（ハ）は**窃盗罪**にあたる可能性があり、さらに民事上の損害賠償請求がなされる可能性があります。

2 無視できないコンプライアンス違反による倒産件数の実態。

（帝国データバンク調べ）



3 遵守すべきは法令等、会社規範、社会規範（含む倫理・モラル）、企業理念も含みます。

- ① 過失（法律の不知や認識不足）が原因の場合は、再教育と業務プロセスの見直しを徹底して再発を防止します。➡ 知らなかったは通りません。（1の①のケース）
- ② 故意（法律の無視や自己の利益優先）が原因の場合は、組織トップの意思表示と懲戒処分と再発防止を徹底します。➡ モニタリングと改善策を実行します。（1の②のケース）
- ③ 社会的常識、モラル、道徳に係るいわばカスタマーハラスメント（1の③のケース）
厳正な刑事、民事両面での対応と合わせて顧客教育の工夫＝SNSで実行者の顔は永遠にネット上に残り自分自身の将来の不利益につながるデジタルタトゥーになることを周知させて社会で教育してゆくことも必要です。

筆者紹介 石津 雄美（いしづ たかよし）

2023年4月1日現在



石津社労士事務所 所長（特定社会保険労務士、東京都社会保険労務士会武蔵野統括支部所属）
オールフォーオール 代表（経営コンサルタント、医療労務コンサルタント、国分寺商工会会員、国分寺市役所市民相談担当、
ワンストップソリューションサービスチーム＝NCVPI主宰）
一般社団法人ウェルフルジャパン（WFJ）会員

略歴	■昭和53年	中央大学法学部法律学科卒業	事務所	■所在地	〒185-0002 国分寺市東戸倉2-3-43
	■保有資格	損害保険会社支社長、コンサルティング会社営業部長を歴任		■TEL	090-1738-7991
	■平成18年	年金アドバイザー3級（銀行業務検定）、社会保険労務士（平成10年11月）		■e-FAX	050-3133-0539
	■平成27年4月1日	第1回個別労働紛争解決手続代理業務資格一特定社労士資格取得 医療労務コンサルタント取得（全国社会保険労務士連合会）		■e-MAIL	07159596012@jcom.home.ne.jp
				■HP	https://soh.sci-kokubunji.jp/ishizu

会社紹介



Company introduction

株式会社 フジコー

- ▶代表取締役 土田 邦子
- ▶所在地 東京都東久留米市本町3-1-30-102
- ▶最寄駅 東久留米駅 西口
- ▶東久留米第2支部



〈HP〉



事業所

毎日の生活の中に潜む、さまざまな危険から皆さまをを守りすること・・・、それが私たち保険代理店の仕事です。当社は昭和59年の創業以来、お客様に「安心をお届けする」ことを使命と考え、取り組んで参りました。

近年、保険業界も1年毎に様々な変化があります。お客様にとっては、保険料の変化が一番の関心かと思います。特に「また、値上がり？」と

いう反応を頂くことが近年多いですし、皆様もそう思った事があるかもしれません。

特に火災保険は、風災などの自然災害の多発により、保険期間や補償内容で多くの改訂があり、様々なご意見を頂いておりますが、その中でもお客様の希望を伺いながら、保険の内容のご提案をさせて頂きます。また当社では、複数の保険会社を扱っており、様々なプランをご提案できるのも当社の強みです。

今後は、個人のお客様には、スマホで補償を確認できるようにご案内を薦めていくなど、IT化への対応が保険業界で話題となっております。

ます。コロナにより、保険は対面募集という概念も変わってきました。保険の内容だけでなくお客様対応も、時代の流れに沿いながら対応していきます。

法人のお客様には、こちらも時代の流れですが、不正アクセスからの被害、使用者賠償責任保険など、多くの法人様が今まで気にしていなかったリスクの提案をしていくのが、我々の使命かと思えます。特に、多摩地域ではまだまだ対岸の火事の事案ですが、大きな被害が怒る前に皆様にご提案をしていきます。

地域に貢献するのが、会社の役目だと思っております。法人会での活動を通して、地域の活性化に貢献していきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

ご案内

本部研修会

講師 小川 榮太郎 氏 (文藝評論家・一般社団法人日本平和学研究所理事長)

演題 日本はもはや有事である
～人口激減・2025年台湾有事・史上最大の危機～

日時 令和5年 6月 8日 (木) 16時30分～18時

会場 ルネこだいら 小平市民文化会館 (小平市美園町1丁目8-5)

参加費 **無料** (一般の方も無料で参加できます。)

問合せ 公益社団法人東村山法人会事務局 ☎042-394-7654



本部研修会 講師
小川 榮太郎氏



令和5年度 セミナーのご案内

**参加費無料!!
要申込**

セミナー名	月日(曜日)	時間
決算法人説明会	令和5年 5月 9日(火)	13時～15時30分
インボイス制度説明会	5月10日(水)	9時30分～11時／14時～15時30分
税務教室「役員給与の概要」	5月16日(火)	15時～16時
インボイス制度説明会	5月18日(木)	9時30分～11時／14時～15時30分
源泉所得税実務研修会	5月19日(金)	14時～16時
新設法人説明会	5月24日(水)	13時～15時45分
決算法人説明会	6月 6日(火)	13時～15時30分
インボイス制度説明会	6月 7日(水)	9時30分～11時／14時～15時30分
税務教室「減価償却の計算方法」	6月13日(火)	15時～16時
インボイス制度説明会	6月29日(木)	9時30分～11時／14時～15時30分

※決算法人説明会はどちらの日程も同一内容です。

申込はお電話で承ります。▶▶ ☎042-394-7654

ご案内

ビジネスマナー研修

こんな方にお勧めします!

◆ 社会人としての社員教育(マナー)と常識、ビジネスマナーの基本、仕事の基本、対応の基本に着けたい方

◆ 知っているつもりだけど忘れてしまったあるいは復習のつもりで学び直したい中堅社員の方

■ 日 時: 令和5年5月11日(木) 10時～16時

■ 会 場: 東村山法人会館

■ 講 師: 三澤雅史氏(ミサワTG&Sオフィス株代表取締役)

■ 参加費: 正会員1,000円/1名 賛助会員1,500円/1名
非会員2,000円/1名

■ 定 員: 20名

お申込みは
こちらの
QRから⇒



ご案内

源泉所得税実務研修会

無 料

源泉所得税の基礎から応用までを、税務署担当官が、問題演習と解説講義形式で行います。
新任者の方も実務経験者の方もご参加ください。

■ 日 時: 令和5年5月19日(金) 14時～16時

■ 会 場: 東村山法人会館(東村山市本町1-23-6)

■ 講 師: 東村山税務署担当官

■ 参加費: 無料

■ 定 員: 20名

お申込みは
こちらの
QRから⇒



報告

e-Tax・eLTAX講習会

2月13日(月) 東村山法人会館において、三密防止を図りながら国税電子申告・納税システムe-Tax(イータックス)と地方税ポータルシステムeLTAX(エルタックス)講習会を開催しました。講師の東村山税務署法人課税第1部門川口法人審理担当上席からe-Taxの各種手続き等について、立川都税事務所事業税課法人事業税班岩城主事と藤原主事からeLTAXの利用開始手続き等についてご説明いただきました。受講者からは「丁寧に説明していただき、判りやすかった」と感想をいただきました。次回は9月に実施する予定です、是非ご参加下さい。



東村山税務署 川口上席



立川都税事務所
藤原主事 岩城主事

報告

オンライン決算整理・決算書作成講座

令和5年3月9日(木)～3月22日(水)の視聴期間内ならいつでも、どこでも24時間視聴可能な「決算整理・決算書作成講座」を開催しました。講師は、税理士であり資格の学校TACの人気講師である五島 秀明氏により、棚卸、見越繰延などの項目ごとに、具体的な決算整理処理について事例を元に処理をご説明いただきました。受講者から「決算書作成にあたり、今までうやむやだった知識が総整理され、とても役に立ちました。」と感想をいただきました。



五島 秀明氏

報告

キティと税について知ろう！

3月12日(日)サンリオピューロランドにおいてこれまで多摩六都科学館で行ってきた「租税・科学教室」の代替事業として「キティと税について知ろう！」を開催しました。当日は約100名の子供さんと保護者の方に参加いただき、キティちゃんと税について学び、法人会のグッズをプレゼントしました。参加した子供さんからは、「キティちゃんと楽しく勉強ができた。」と感想をいただきました。



税制・社会貢献委員の
皆様



塩月委員長の
挨拶



ハローキティ
アトラクション

報告

共感スピーチ研修

3月15日(火) 東村山法人会館において、「スピーチ、苦手なんです・・・」そんな方のために共感スピーチ研修を開催しました。講師の共感スピーチトレーナー高田 敬久氏から他人と大きく差をつけられるスピーチ3つのコツ(場違いを正す・間違いを正す・人違いを正す)について説明を受けた後、参加者に実際にスピーチの実演を体験していただきました。最初は緊張した面持ちでしたが、後半になると緊張が解け、堂々とスピーチする参加者が多々いらっしゃいました。

参加者から「話し方、特に間の取り方や、身振り手振りが相手に与える印象がいかに大きい実感しました」「楽しく、恥ずかしがらずに、たくさん失敗しましょうということで、少し怖さが無くなりました」とのご感想をいただきました。



高田 敬久氏



スピーチ実演

ご案内

公益社団法人 東村山法人会 第11回 通常総会

期日 令和5年6月8日(木) 14時～15時50分

場所 ルネこだいら 小平市民文化会館(小平市美園町1丁目8-5)

※例年のパレスホテル立川ではありませんのでご注意ください。

参加資格 東村山法人会の正会員のみ 通常総会に引き続き、同会場で『本部研修会』を開催します。



昨年度通常総会

ご案内

東村山法人会 第28回 厚生親睦チャリティゴルフ大会

日時 令和5年5月25日(木) スタート8時 雨天決行

会場 高坂カントリークラブ(東松山市高坂1916-1)

大会に関するお問い合わせは 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

※詳細は事務局へお問合せください。



プレー後の懇親会食

ご案内

令和5年度 各ブロック・部会報告会&研修会

税制研修会は どなたでも参加できます。(参加費無料・申込不要)

※報告会、交流会は会員のご参加に限らせていただきます。

ブロック等	開催日	開催時間			場所	
東村山	5月19日(金)	15時30分 報告会	16時 税制研修会	17時10分 交流会	東村山法人会館・サガミ東村山店	
小平	5月16日(火)	16時30分 税制研修会	17時20分 報告会	18時 交流会	橙や(小平駅北口)	
西東京	5月24日(水)	13時 税制研修会	14時 報告会	——	谷戸イチョウホール	
東久留米	5月29日(月)	16時10分 報告会	16時30分 税制研修会	17時 交流会	(東久留米駅西口) 鳥かつダイニング	
清瀬	5月17日(水)	16時30分 税制研修会	17時30分 報告会	18時15分 交流会	清瀬商工会館・楓	
青年部会	4月28日(金)	15時 税制研修会	16時 報告会	17時 経営講演会	18時20分 交流会	東村山法人会館・蔵馬
女性部会	4月27日(木)	15時30分 報告会	16時 税制研修会	17時10分 交流会		東村山法人会館

※日程等は変更になる可能性があります。

お問合せ 東村山法人会事務局 ☎042-394-7654

どうすれば

経営に役立つ情報が手に入るか。
人脈をより広げられるか。

その答えは、法人会にあります。

あなたが興味のある項目をチェックしてください。

- ☐ 改正税法など最新の税の知識を身につけたい!
- ☐ 事業承継など経営に役立つ情報を知りたい!
- ☐ 新たなビジネスチャンスが欲しい!
- ☐ さまざまな業種の良き仲間が欲しい!
- ☐ 著名な講師の講演を聴きたい!
- ☐ 地域社会に貢献したい!
- ☐ 福利厚生制度を充実させたい!



ひとつでも当てはまる経営者のみなさんには、

法人会へのご入会をお勧めします。



新入会員紹介コーナー

代表の富所です。一般的にはあまり馴染みがないかもしれませんが、土地家屋調査士は、測量や不動産の表示に関する登記の専門家のことであり、ご依頼を受けて、土地や建物の所在・形状・利用状況などを調査して、図面の作成や不動産の表示に関する登記(表題登記)の申請を行う国家資格者です。

- 法人名 トレイス土地家屋調査士法人東京
- 代表者 富所 勇太
- T E L 042-843-9596
- F A X 042-843-9597
- 支 部 東村山第1支部(正会員)



HP制作中

私は20年にわたり、東京の多摩地域でこれらの業務に携わって参りました。建築、売買、相続、土地の有効活用、財産管理等々のご用命がございましたら先ずはご相談下さい。

お客様の目線に立ち一つ一つ丁寧にご対応させていただきます。

新入会員紹介

自 令和5年1月1日～至 令和5年2月28日に入会された会員

所属支部名	所在地	法人名	代表者氏名	業種	電話番号
東村山第2支部	東村山市諏訪町3-9-3	(有)ネフカ	大迫 正弘	コンサルタント業	080-3364-6268
西東京第1支部	西東京市南町2-3-24	大樹はりきゅう整骨院	田淵 大樹	整骨院	042-452-7133
清瀬支部	清瀬市上清戸2-3-4-303	(有)東上物流	関谷 安彦	運送業	042-478-7145
清瀬支部	清瀬市竹丘2-14-12	(株)山崎工務店 一級建築士事務所	山崎 聖	建設業	042-493-6427
清瀬支部	清瀬市中里4-850-5	(同)一陽ファーム	浅見 雄一	農業	070-5556-6073

立川都税事務所からのお知らせ - 東京都主税局についてのお知らせ -

都税がスマホ決済アプリで納付できます



いつでもどこでも
スマホで簡単に
納税ができます。

スマートフォン決済アプリの「請求書の
支払いサービス」で納付書の**バーコード**
を読み取るだけで納税ができます。

手数料は
かかり
ません。

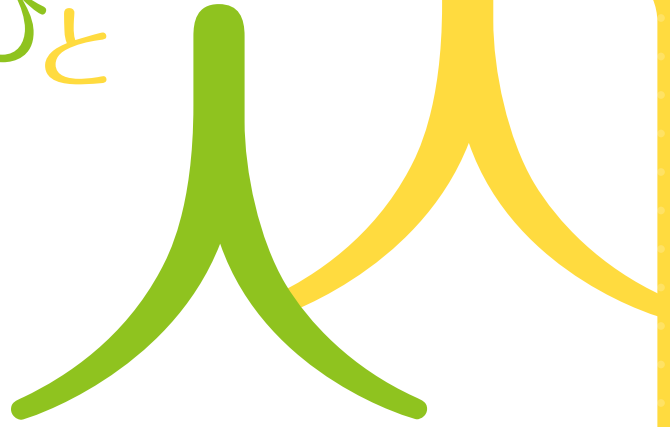
利用できるアプリ (令和5年3月1日時点)



注 意 事 項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

ひとひと



小平第1支部
広報委員・青年部会幹事
アイエス総合管理株式会社
代表取締役

菅野 豪彦 さん



経緯です。今の業種をやりたくて始めたわけではありませんが、従業員の方達にも恵まれて继いでから10年以上経ちまして、さすがに責任感を持って毎日仕事に向かっています。

アイエス総合管理株式会社代表取締役の菅野豪彦です。昭和54年5月14日に小平で生まれ、小平で育ち、小平で会社を経営。経営するアイエス総合管理株式会社は、警備業（交通誘導、施設、イベント等）や清掃業を主として様々な事業を展開。小平市に本社を置いて、主に多摩地区にて仕事を請け負っています。

自分は、大学生生活を7年送った後、フリーターとして生きていく決意をして少し経った頃、先代社長である母が経営する現在経営するアイエス総合管理にて夜勤のアルバイトとして警備員をやるようになりました。もちろんただのアルバイトでそんな気は全く無かったのですが、警備員を続けていった後にその母の会社を継いで2011年に代表取締役となりました。そんな

自分は生まれて此の方小平に住んでいます。特別愛情があるかと言えばそうでもないかもしれませんが、でも離れることは想像できません。今までここに将来住みたいな、と思った場所は少ない経験ながらハワイくらいです。これからは小平に住み続けていく中で、地域への貢献も仕事などを通じてやっていきたいと思っています。

趣味はスポーツ観戦です。自分でも部活でやっていたサッカーや野球は実際現地に観戦しにいたりします。スポーツを見ると、大谷選手になりたい！クリスティアーン・ロナウド選手になりたい！と思ってジムに行つて筋トレしたくなつて、ジムに通いつめたりします。プレーする方は月に

2回くらい遊びでフットサルをケガしない程度に嗜んでいます。動けなくてもいい自分でもよいければぜひ誘ってください。

仕事の話に戻りますと、実は母が経営していた頃にはプロ野球球

事業所



団持っているような大手企業との取引があつたのですが、今は手を引かれてしまい当時の売り上げからは一時6割くらいに減つてしまいました。今徐々に取り返していっていますので、何とか母がやっていた頃に追いつき上回れるように頑張らなければ！と思っています。弊社は警備業をメインとしていて、自分も今でも現場につくことがあります。どういうわけか、警備員は下に見られがちなので納得いかない場面が多々あります。そういうことがある度に警備員のステータスの向上をしていきたいと思っています。そのためにもこれから自社の質をますます上げなければならぬとも強く思っています。

今後とも会社共々、お付き合いのほどよろしくお願いいたします。

確定申告陣中見舞&タオル寄付等実施報告

★確定申告陣中見舞報告

東村山税務署での確定申告会場で使用する法人会特性ボールペン200本を1月18日(水)に村野東村山法人会長より三島東村山税務署長に進呈いたしました。



村野会長 三島東村山税務署長

★管内寄贈活動報告 各ブロック

3月14日(火)から20日(月)にかけて、今年も新型コロナウイルス感染症等への対応用として、各ブロック長から社会福祉協議会に寄付を行いました。



東村山市社会福祉協議会
白石ブロック長(右)



小平市社会福祉協議会
小川ブロック長(左)



西東京市社会福祉協議会
鎌田ブロック長(左)



東久留米市社会福祉協議会
高橋ブロック長(中)
三沢副ブロック長(左)



清瀬市社会福祉協議会
細山副会長(右)

★タオル1本運動 女性部会

女性部会では、地域への社会貢献活動として、会社や家庭等で余っている未使用タオルを持ち寄り、社会福祉協議会等へ寄贈する「タオル一本運動」を行っています。

寄贈先は管内五市のローテーションとし、3月14日(火)、清瀬市社会福祉協議会へタオル100本を寄贈しました。



清瀬市社会福祉協議会
恩田女性部会副部会長(右)

生活習慣病健診 実施報告

2月中旬から令和4年度2回目の(一財)全日本労働福祉協会による生活習慣病健診が管内各所(ハミングホール、東久留米スポーツセンター、こもれびホール)で実施されました。

日本人の死因の約6割は、がんや心臓病、脳卒中などの生活習慣病です。生活習慣病の予防と早期発見・治療に重要なのが、「特定健診(いわゆるメタボ健診)」などの健診です。経営者や従業員とそご家族のために定期的な受診をお勧めします。法人会員は割引価格で受診できます。細部は下段をご確認ください。なお、次回は9月に予定しています。是非、ご利用下さい。



東久留米スポーツセンター
健診状況

東村山ブロック 賀詞交歓会

令和5年2月10日(金)サガミにて東村山ブロック賀詞交歓会を開催致しました。

当日は、雪という悪天候にも関わらず、多くの会員様にご参加いただきました。初参加の私は経営者の方々に囲まれ非常に緊張しましたが、白石ブロック長と日本酒を天つゆで割って飲んだことで緊張が和らぎ(写真は、その時の様子です)、普段交流する機会の無い様々な業種や世代の方達と貴重なお話しができました。今後も皆様とお会いする機会が多くなるとは思いますが、何卒宜しくお願い致します。 記 第6支部 吉村 昇馬



東村山第1支部 ボウリング大会

新型コロナウイルスの影響で見送っておりましたが、支部ボウリング大会を2月4日(土)に開催いたしました。久しぶりの開催となりました始球式での気合を入れた私の投球は、見事に左の溝に吸い込まれガターとなってしまう、皆様の期待に応える事が出来ませんでした。今後精進していきたいと思ひます。

今回、新入会員の方々を含めコロナ下の中29名の参加を頂き親睦を深めることが出来ました。皆様の楽しそうな笑顔を拝見し、とても嬉しく思うと同時に、今後も会員の皆様の笑顔が見られるような支部事業を行っていかうと、決意を新たに致しました。今回参加頂きました皆様、本当にありがとうございました。 記 支部長 中澤 昌

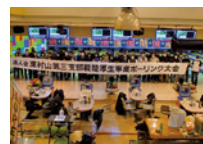


久米川ボウルにおいて

記 支部長 中澤 昌

東村山第3支部 ボウリング大会

東村山第3支部では、去る2月22日(水)、久米川ボウルにて親睦ボウリング大会を開催しました。毎年恒例となっていたこの事業も、コロナ禍でこの3年間中止となっていました。今回も、ギリギリまで状況を注視し、感染者数が落ち着いてきていることや3月からのマスク着用要請緩和などの社会情勢を見



久米川ボウルにおいて



優勝した
佐々木康揮さん(左)と
片木副支部長(右)

極めた上で、開催させて頂くことになりました。久しぶりの開催となりましたが、会員企業の従業員、ご家族の多くのご参加を頂き、16レーン57名で楽しくプレイすることが出来ました。久しぶりのボウリングだった方も多く、珍プレイ好プレイが続出する中、優勝を勝ち取ったのは2ゲームトータルでベストスコアを出された青梅信用金庫の片木 康揮さん、準優勝は1ゲーム目でストライクを9回投げてハイゲームを記録した同じく青梅信用金庫の柳沢支店長でした。おめでとうございます！ボウリング終了後は、お楽しみの抽選会を開催し、会員企業からの協賛品及び支部で用意した景品をくじ引きで当たった方々にプレゼントしました。

多くの皆様とこうして親睦することが出来たこと、そして何よりボウリングは楽しい、ということで、来年はもっと多くの皆様にご参加頂き、第3支部を盛り上げていきたいと思ひます。 記 事業研修委員長 紺野 琢生

東村山第4支部 日帰り研修

令和5年2月5日(日)、コロナ感染症のため3年振りの日帰り研修会を実施しました。伊香保温泉如心の里ひびきのへ向けて秋津町を朝8時出発しました。関越自動車道を渋川伊香保インターで降り、しんとうワイナリーにて見学してワインを試飲させて頂きました。次に舞茸センターを見学。伊香保温泉如心の里ひびき野にて、昼食後、温泉に入りました。帰りは上州物産館にて買い物をし、バスの中ではビンゴゲームをして盛り上がりしました。参加頂きました皆様、ありがとうございました。 記 支部長 原田 清見



しんとうワイナリーにおいて

東村山第6支部 ボウリング大会

令和5年2月7日(火)、久米川ボウルにおいて「新春 親睦ボウリング大会」を開催いたしました。今回は30社44名の多くの方にご参加いただけました。初めて参加された方、何年振りにボウリングをされた方など、和気あいあいと楽しい時間となりました。ボウリングの後は、2階の会場にて懇親会を開催し、多くの方と交流を図れる時間となりました。

ボウリングの順位発表では、賞品の授与で大いに盛り上がりしました。今回も多くの企業様等に協賛を賜り開催出来たことに感謝いたします。最後に、この大会を作り上げてくれた役員、実行委員のメンバー、一人一人に感謝いたします。 記 支部長 大野 初



久米川ボウルにおいて

記 支部長 大野 初

西東京第2・4支部 合同研修会

コロナ感染者も減り、マスク着用も緩和されつつある中で今年も感染予防対策に気を付けて3月8日(水)に2支部4支部合同の日帰り研修会を行いました。20度近い好天に恵まれ朝8時半に田無郵便局前を出発し、午前中は目黒の東京都庭園美術館の庭園を見学、散策。その後ホテルニューオータニの17階(ザスカイ)にてビュッフェ形式のランチ堪能、和洋中、デザートにフルーツ何でも揃い目の前で注文聞いて調理したものを頂き、景色も味も最高の時間を過ごし和気あいあいと会員間の親睦を深めることができました。

その後、新宿末廣亭で落語、漫才、曲芸などを堪能し日頃のストレスを笑いで吹き飛ばした後、帰路につき18時に無事に田無に到着しました。日頃の法人会活動をより深く理解して頂き、今後の活動に活かすことまた、支部会員相互の親睦を深め支部活動への積極的な参加を促す機会とする目的は達することが出来たと思ひます。ありがとうございました。 支部長 清水 正幸



東京都庭園美術館において

ブロックおよび支部において新年賀詞交歓会が開催されました。
ご参加頂いた会員同士で日頃の情報交換を行い、懇親を深めました。

西東京第3・4支部 合同研修会

3月13日(月)の午前中はあいにくの雨でしたが、目的地の池袋に到着した時は曇りでした。大成観光の大型バスでひばりが丘13時、こもれびホール13時15分集合で25名の会員で出発しました。支部長の秋山さんとは商店街・商工会・青年会議所・保護司会など幅広い分野で活動を共に行動させていただきました。この度、秋山支部長が急に体調を崩されて副支部長をやっていました大河内が代行として就任させていただきました。

さて、サンシャイン水族館ですが、月曜にも関わらず大変混んでいまして人気があると思います。池袋と言えばサンシャイン、サンシャインと言えば水族館と言われるほど東京の有名スポットとして長らく大人から子供まで幅広い年齢層が楽しめ、また魚の知識を学べる場所として素晴らしい施設だと思います。私も子供と孫と何度も行きました。やはり一番人気はペンギンのコーナーだと思います。全体がガラスに覆われ、まるでペンギンが空を飛びビルの間を飛び回る様にみられる素晴らしい空間だと思います。水族館の後はお待ちかねの夕食です。

別館のサンシャイン60の59階にある伝統と革新を織り込んだ新懐石料理の天空の庭「星なる木」で美味しい料理を堪能しました。59階からの都心のキラキラ輝く星座の様な夜景の中で夢の時間を過ごし、次回もこのような企画をお願いしと多くの会員からの要望がありました。

今後も鎌田ブロック長をはじめ支部長のご指導をよろしくお願いいたします。結びに会員拡大と併せて皆様のご協力をお願い申し上げます。

記 西東京第3支部長代行 大河内一紀



天空の庭「星なる木」において

東久留米第2支部 新年会

令和5年2月1日(水)、東久留米「志乃」にて第2支部の役員新年会を開催しました。

コロナ過ということで現在も支部活動は大幅に制限されていますが、会員の皆様に少しでも喜んでいただけるよう努力をしています。今回は感染対策に十分気を付け、今期入会された新入会員にも参加してもらい、入会した経緯や動機等について話をしてもらうことで今後の増強運動の参考としました。記 支部長 神藤 栄一



志乃において

清瀬支部 新年賀詞交歓会

令和5年2月8日(水)清瀬支部新年賀詞交歓会が清瀬商工会館において開催されました。内野支部長による新年のご挨拶を頂いた後、ご参加頂きました来賓の方々から日頃の法人会活動について祝辞を賜りました。その後、会場を移動して会員交流会が行われ、ご参加いただいた会員同士の情報交換を行い、懇親を深めました。

記 副支部長 狩野 徹



清瀬商工会館において



Business Guard



AIG 損保

企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

会員企業をサポートする
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償	ハイパー任意労災(業務災害総合保険)
会社で入る医療補償	ハイパーメディカル(業務災害総合保険・メディカル特約)
初期のご相談から賠償金対応まで。 労務・雇用トラブルに備える	スマートプロテクト(総合事業者保険)
地域社会に貢献する	ビジネスガードAUTO(法人会の自動車保険)
企業向け第三者賠償責任保険	オールスターズ ALL STARS(事業賠償・費用総合保険)
火災と地震災害に備える	プロパティガード+企業地震保険 (企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火・危険隣地補償特約等)
個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応	情報漏えいガード(個人情報漏洩保険)
役員個人を取り巻く 各種訴訟リスクに備える	MRP保険(マネジメントリスクプロテクション保険)
海外進出企業向けサポートプラン	ワールドリスク WorldRisk

AIG損害保険株式会社

URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

西東京支店

〒192-0083
東京都八王子市旭町10-3 安嶋中央ビル3階
TEL 042-639-0720 FAX 042-646-1850
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。2022年2月時点の内容です。(22-073003)

パパイア サラダ

東久留米第1支部 野島 貞夫 さん



材 料

- 青パパイヤ…200g
- レモン ……1個
- 〈調味料〉
- レタス…100g
- ニンニク…2片
- 市販の金の
- トマト…中1個
- 生唐辛子…1個
- 胡麻ドレッシング

下準備

- 青パパイヤの種を取り、皮を剥き、しりしり板で千切りにする。
- レタスも千切りにし、トマトをくし切りにして、お皿に並べる。

作り方

- ① ニンニク、生唐辛子を細かく刻む。
- ② 金の胡麻ドレッシングに刻んだニンニク、生唐辛子と搾ったレモン汁を混ぜて、サラダにかけたら完成です。



- ★ ニンニクが気になる人は、ニンニクをもっと細かくおろしてもいいです。
- ★ レモンがない場合はお酢でもOKです。

法人会行事のご案内

令和5年3月25日現在

月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所	月日(曜日)	時 間	説明会・研修会・会議等	場 所
5/ 9(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館	5/24(火)	13:00	新設法人説明会	法 人 会 館
〃	18:00	青年部会第2回役員会	〃	〃	13:00	西東京支部合同報告会等	谷戸いちようホール
5/10(水)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	〃	5/25(木)		第29回厚生親睦チャリティゴルフ大会	高坂カントリークラブ
5/11(木)	10:00	ビジネスマナー研修	〃	5/29(月)	16:10	東久留米支部合同報告会等	鳥かつダイニング西口店
5/12(金)	13:00	おなやみ相談会	〃	6/ 6(火)	13:00	決算法人説明会	法 人 会 館
5/16(火)	14:00	個別融資相談会	〃	6/ 7(水)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	〃
〃	15:00	税務教室	〃	6/ 8(木)	14:00	第11回通常総会	小平市民文化会館
〃	16:30	小平支部合同報告会等	橙や小平北口店	〃	16:30	本部研修会	〃
5/17(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	〃	6/ 9(金)	13:00	おなやみ相談会	法 人 会 館
〃	16:30	清瀬支部報告会等	清瀬商工会館	6/13(火)	15:00	税務教室	〃
5/18(木)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	法 人 会 館	6/20(火)	14:00	個別融資相談会	〃
5/19(金)	14:00	源泉所得税実務研修会	〃	6/21(水)	13:00	国土工営事業承継個別相談会	〃
〃	15:30	東村山支部合同報告会等	〃	6/29(木)	9:30/14:00	インボイス制度説明会	〃

※新型コロナウイルス感染拡大状況によっては変更となる場合があります。詳細は東村山法人会事務局 (☎042-394-7654) にお問い合わせ下さい。

募集

あなたの撮った写真 あなたの趣味に関する記事を募集します!

本誌の表紙を飾る写真とあなたの趣味に関する記事を募集しています。

写真は、地域の話題のスポットや季節を彩る木々、庭園、公園、街の風景など、あなたの心に残る写真を募集しています。

趣味や日頃ご興味をお持ちの俳句、川柳などの芸術やコレクション、自然観察などの記事を募集しています。

募集要項

住所、氏名、連絡先電話番号をご記入のうえ下記にお送り頂くか、メールにてお送り下さい。

採用された写真または投稿を掲載させていただきます。

なお、頂きました写真または投稿は本誌に掲載する目的以外では使用いたしません。

募集規程

- 写真 2950×2094ピクセル以上のデジタルデータであること。(JPG、TIFF 推奨)
- 記事(文書) 200～400字程度 原稿用紙でもワードでも可

東村山法人会事務局 広報担当宛て 〒189-0014 東村山市本町1-23-6
TEL042-394-7654 e-mail info@higashimurayama-hojinkai.or.jp



掲載時期について

当会会報誌は偶数月の20日(年6回)に発行しています。ご応募いただきました記事や写真は時期や季節に応じ、掲載号を決定させていただきますので、いつでもご応募下さい。



表紙の写真や記事が採用となった方には
法人会の図書カードをプレゼントします。
どしどしご応募下さい。



東村山法人会HP QRコード

スマートフォン等で
読み取りしてください。



公益社団法人東村山法人会報 [286号]

令和5年4月20日発行

発行：公益社団法人東村山法人会 編集：公益社団法人東村山法人会 広報委員会

〒189-0014 東京都東村山市本町1-23-6 TEL 042-394-7654

www.tohoren.or.jp/higashimurayama/index.asp

制作：株式会社 国栄

禁
無
断
転
載